

業務管理体制に係る届け出書（第7号、第8号様式）記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者 及び 業務管理体制届出後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により届出先区分の変更が生じた事業者は、第6号様式により関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、氏名、住所等は、登記内容等と一致させること。
- (4) 「1 届出の内容」は、新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は「(1)法第115条の32第2項関係（整備）」に、届出先区分の変更が生じた場合は「(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）」に○を付けること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
（事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者）	厚生労働省老健局
（上記以外の事業者）	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項（整備）関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。書ききれない場合は、別添資料として添付して差し支えない。（既存資料の写し及び両面印刷可）

* 事業所合計から除くみなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったときに介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいう。
* 介護予防、介護予防支援も事業所数に数える。

- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」
①事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付けること。

事業所等数に応じ整備する業務管理体制	事業所等数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

- ②第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。
- ③第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。
(別添資料は概要の分かるものとし、既存資料の写し及び両面印刷可。)

*** 第3号…法令遵守規定**

法令遵守規定には、事業者の従業者に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構わない。

届け出る「法令遵守規定の概要」は、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のものでよい。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えない。

*** 第4号…業務執行の状況について**

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができる。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構わない。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して年1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれる。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」は、事業者がこの監査に係る規程を作成指定場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規定を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出ること。

- (4) 「5 区分変更」は、届出先区分に変更があった場合に記入する。(新規に業務管理体制を整備した場合は、記入する必要はない。)

3 届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項(区分の変更)関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
- (2) 区分変更前行政機関への届出
「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)」に○をつけ、「5 区分変更」に記入すること。(「2 事業者」から「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」までは記入しない。)
- (3) 区分変更後行政機関への届出
「1 届出の内容」から「5 区分変更」まで、上記記入要領に基づいて記入すること。
なお、届出先区分の変更に合わせて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、様式第1号により届け出ること。
- (4) 「5 区分変更」欄
- ① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること
 - ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。
書ききれない場合は、別添資料として添付して差し支えない。(既存資料の写し及び両面印刷可)
 - ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。